

日創研経営研究会 本部定款

第1章 総則(改訂)20140905

第1条 (名称)

本会は、日創研経営研究会と称する。

第2条 (事務所の所在地)

本会は、本部事務所を日本創造教育研究所内に置く。

第3条 (目的)

本会は、ともに学びともに栄える精神にもとづき会員のために経営に必要な勉強を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

- (1) 企業経営を通して地域経済の発展と繁栄に貢献する。
- (2) 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
- (3) 社員に生き甲斐と働き甲斐のある職場環境を提供する。
- (4) 共に学び共に栄える社会づくりをする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 効果的な経営管理システムを創る。
- (2) 収益性の高い企業経営のあり方の研究。
- (3) 社員の意欲を刺激する給与システムの作成。
- (4) 経営者及び社員のリーダーシップ向上や能力開発に関する事業。
- (5) 経営者及び社員の自己表現力のスキルアップに関する事業。
- (6) 会員相互の経営面における理解と、本部経営研究会並びに他地区の経営研究会との相互研鑽を増進する事業。
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (運営の原則)

本会はあくまで経営の勉強を主とする会にするために、ゴルフ等の親睦事業は一切行わない。また、会員交流は学ぶ場を通して行うこととし、むやみに特別の懇親会を行わない。又、特定の宗教、政党のためにこの会を利用しない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第6条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (日本創造教育研究所代表がこれにあたる)
2. 副会長 5名以内 (会長が委嘱し理事会で承認する)
3. 専務理事 (日本創造教育研究所スタッフがこれにあたる)
4. 理事 ①各地経営研究会会長 (会長が委嘱し理事会で承認する)
②委員長及び副委員長・委員 (会長が委嘱し理事会で承認する)
③会長推薦者 10名以内 (会長が委嘱し理事会で承認する)
5. 事務局長 1名 (会長が委嘱し理事会で承認する)
6. 監事若干名 (会長が委嘱し理事会で承認する)
監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第7条 (役員の仕事)

1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順序により会長に事故あるときは、その職務を代行し会長が欠けた時は、その職務を行う。
3. 専務理事は会務を管理運営する。
4. 委員長は、担当委員会を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行し委員長が欠けた時はその職務を行う。委員は担当委員会の職務を遂行する。
5. 事務局長は、総務委員会を管理運営し、経営研究会本部の諸業務及び各地経営研究会の組織運営の支援を行う。
6. 理事は理事会の構成員として、会務の執行の決定に参画する。
7. 監事は、事業運営及び財務運営の監査を行う。

第 8 条 (役員任期)

副会長、事務局長、委員長・副委員長・委員の任期は 2 年とする。再任は妨げないが、一度限りとする。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 9 条 (役員解任)

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

第 10 条 (相談役)

この会に、相談役を置くことができる。

相談役は、会長が委嘱し、理事会で承認する。 (旧第 11 条、旧第 12 条を削除)

第 3 章 会議

第 11 条 (種別)

この会の会議は、理事会とする。理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

第 12 条 (構成)

理事会は本部役員をもって構成する。

第 13 条 (権能)

理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定及び執行に関する事項。
- (2) 事業報告の承認。
- (3) その他この会の運営に関する事項。

第 14 条 (開催)

通常理事会は、原則として、毎年、5 回以上開催する。

但し、次に掲げる場合に臨時理事会を、開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会の 3 分の 1 の構成員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時。

第 15 条 (招集)

会議は、会長が招集する。

理事会を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

第 16 条 （議長）

理事会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれに当る。

第 17 条 （定足数）

理事会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 18 条 （議決）

会議の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席構成員のうち、専務理事、副会長、事務局長、委員長、副委員長、活性化委員及び各地区経営研究会会長の過半数の同意をもって決する事とする。また、議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 19 条 （書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 20 条 （議事録）

会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 各地会長及び本部役員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した各地会長及び本部役員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、副会長又は出席理事のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 21 条 （委員会の設置）

この会は、目的達成に必要な事項を研修、調査、研究、審議又は実施するために次の委員会を設置する。

- (1) 経営理念・戦略委員会
- (2) 組織活性化委員会
- (3) 組織定款委員会**
- (4) 情報化委員会
- (5) 経営発表大会委員会
- (6) 経営相談特別委員会
- (7) 公式教材活用委員会
- (8) 全国大会委員会
- (9) レクチャー委員会
- (10) 特別研修委員会
- (11) ありがとう経営推進・実践委員会
- (12) 総務委員会
- (13) その他本部理事会で承認された委員会

第 22 条 （委員会の構成）

委員会は、原則として委員長・副委員長各 1 名及び委員若干名をもって構成する。

委員長は理事のなかから会長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長及び委員は、各地会員のなかから会長が理事会の承認を得て委嘱する。ただし、講師選任に関しては、別に定める。

第4章 資産及び会計

第23条 (資産の構成)

この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

第24条 (資産の管理)

資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

第25条 (経費の支弁)

この会の経費は、資産をもって支弁する。

第26条 (予算及び決算)

この会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支予算は、年度終了後1ヶ月以内にその年度末の貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

第27条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第5章 定款の変更及び解散

第28条 (定款の変更)

この定款は、理事会において構成員の4分の3以上の承認を得なければならない。

第29条 (解散及び残余財産の処分)

この会が理事会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、その地域の公益の団体に寄付するものとする。

第6章 雑則

第30条 (委任)

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第31条 届出・承認事項

経営研究会本部において他団体より協賛・後援依頼を受けた場合、他団体に対し協賛・後援を依頼する場合、及び外部講師による講演会等を開催する場合、依頼を受けた者・依頼する者・講演会等企画者(いずれも本部理事に限る)は専務理事に対し所定の書面にて届出、理事会の承認を得るものとする。共催については原則行わないものとし、やむを得ず行おうとする時は本部理事会の承認議決を得るものとする。

附 則

1. この定款は、平成21年9月1日から施行する。

2. この定款は、平成21年11月19日から施行する。
3. この定款は、平成22年1月19日から施行する。
4. この定款は、平成23年11月17日から施行する。
5. この定款は、平成26年9月15日から施行する。

日創研経営研究会本部 講師選任に関する規定

第1条（目的）

本規定は、日創研経営研究会（以下「本会」という。）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるための講師（レクチャラー、公式教材活用委員、ありがとう経営推進・実践委員）関係の条項について、本会の活性化・効果的運営を目的とする必要な事項を定める。

第2条（選任）

1. レクチャラー委員会、公式教材活用委員会及びありがとう経営推進・実践委員会は、レクチャラー候補者、公式教材活用委員候補者及びありがとう経営推進・実践委員候補者（以下講師候補者）を推薦して、第3条で定める各々の選考委員会にて候補者を選任する。
2. 講師の任期は2年とし再任を妨げない。

第3条（選考委員会）

1. 次年度講師候補者選任のため選考委員会を、講師選任に関する規定に基づき設置する。
2. 選考委員会委員長は、選考委員会構成者の互選により選任する。
3. 選考委員会委員長は、選任された次年度講師候補者を、選任後最初の本部理事会に報告する。
4. 選考委員会は、選任された次年度講師候補者を本部理事会に報告し、その任を終了する。

第4条（選考委員会構成）

選考委員会は次のもので構成する。

- （1） 本部長
- （2） 本部専務理事
- （3） 本部担当副会長
- （4） 当該年度レクチャラー委員長、公式教材活用委員長、ありがとう経営推進・実践委員長
- （5） 当該年度レクチャラー副委員長、公式教材活用副委員長、ありがとう経営推進・実践副委員長
- （6） その他 構成員が意見聴取等のため特に必要がある認められた者

第5条（選考基準）

次年度講師候補者は、原則として日本創造教育研究所の次の教育セミナーのいずれかを受講し修了したもの（新任者に適用）

- （1） 業積アップ上級
- （2） 管理者養成
- （3） TT
- （4） 田舞塾
- （5） 理念塾

第6条（選考時期）

講師候補者の選考時期は、原則として9月中とし、11月本部理事会にて報告する。

第7条（講師選任に関する規定の改廃）

講師選任規定の変更、廃止については本部理事会の承認を必要とする。

附 則

この規定は、平成22年1月19日より施行する。

この規定は、平成23年9月5日より施行する。